

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

(趣旨)

第1 この特記仕様書は、舗装版切断時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2 平塚市が発注する工事等で、舗装版の切断作業に適用する。

(処理方法)

第3 舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理すること。

(条件)

- 第4
- 1 受注者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。
 - 2 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

(提出書類等)

- 第5
- 1 受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、受注者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。また、受注者が濁水の収集運搬を委託した場合は、受注者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。
 - 2 受注者は、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

(その他)

第6 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。